

「店頭外国為替証拠金取引 取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2020年2月3日)

現行	変更後
(省 略)	(現行どおり)
1.～6. (省 略)	1.～6. (現行どおり)
7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決	7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決
(1) 当社の概要	(1) 当社の概要
①商 号：インヴァスト証券株式会社	①商 号：インヴァスト証券株式会社
②住 所： <u>東京都港区西新橋1丁目6番21号</u>	②住 所： <u>東京都中央区東日本橋1-5-6</u>
③登 録 番 号：関東財務局長（金商）第26号	③登 録 番 号：関東財務局長（金商）第26号
④設立年月日：1960年8月10日	④設立年月日：1960年8月10日
⑤資 本 金： <u>59億6500万円</u>	⑤資 本 金： <u>59億65百万円</u>
⑥代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛	⑥代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛
⑦業務の種類：第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 投資助言業	⑦業務の種類：第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 投資助言業
⑧加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、 日本証券業協会、一般社団法人日本 投資顧問業協会	⑧加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、 日本証券業協会、一般社団法人日 本投資顧問業協会
(2) (省 略)	(2) (現行どおり)
(3) お問合せ・苦情受付窓口	(3) お問合せ・苦情受付窓口
当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口 で受付けております。	当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓 口で受付けております。
サポートセンター	サポートセンター
<u>〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号</u>	<u>〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-5-6</u>
<u>TEL 0120-729-365</u>	<u>TEL 0120-659-274</u>
(受付時間：土日、元日を除く9時～17時)	(受付時間：土日、元日を除く9時～17時)
(4) (省 略)	(4) (現行どおり)
別紙 1～10 (省 略)	別紙 1～10 (現行どおり)
11 シストレ24に関する重要事項	11 シストレ24に関する重要事項
(1) (省 略)	(1) (現行どおり)
(2) 選択したストラテジーは、無効にすることや、ポ ートフォリオから除外することができます。その際、 既に自動売買で成立したポジションについては、自 動売買により決済されますが、手動売買で決済する ことも可能です。	(2) 選択したストラテジーは、無効にすることや、ポ ートフォリオから除外することができます。その 際、既に自動売買で成立したポジションにつ いては、自動売買により決済されますが、手動売 買で決済することも可能です。
(3)～(14) (省 略)	<u>また、選択していないストラテジーにつ いては、売買シグナルの内容を受け手動での発注も しくは自動での発注を設定することが可能で す。</u>
(3)～(14) (省 略)	(3)～(14) (現行どおり)

現行	変更後
<p>12 トライオートFXに関する重要事項 (1) ~ (9) (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>(10) 自動売買で発注された注文の変更・取消には、売買方針等によって制限がございます。自動売買の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよびトライオートFX 操作マニュアルをご覧ください。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">2019年11月18日</p>	<p>12 トライオートFXに関する重要事項 (1) ~ (9) (現行どおり)</p> <p><u>(10) 指値注文は、月曜日の取引開始時、および日次処理後の取引再開時などを除いて指定価格で約定します。指値の条件を最初に満たした価格が指定価格と離れていた場合でも指定価格で約定するため、指定価格と最初に条件を満たした価格の差額は、お客様にとって不利な価格差となります。</u></p> <p>(11) 自動売買で発注された注文の変更・取消には、売買方針等によって制限がございます。自動売買の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよびトライオートFX 操作マニュアルをご覧ください。</p> <p><u>13 FX24に関する重要事項</u></p> <p><u>(1) 指値注文は、月曜日の取引開始時、および日次処理後の取引再開時などを除いて指定価格で約定します。指値の条件を最初に満たした価格が指定価格と離れていた場合でも指定価格で約定するため、指定価格と最初に条件を満たした価格の差額は、お客様にとって不利な価格差となります。</u></p> <p style="text-align: right;">2020年2月3日</p>